

高知県 1 漁協財務改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）が有する借入金の圧縮、漁協合併により生ずることとなる高知県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の信用供与限度額の超過の解消及び県漁協経営改善のための組織の再編整備に資するための高知県 1 漁協財務改善資金（以下「貸付金」という。）の利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給契約)

第 2 条 貸付金の利子補給についての契約は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書により行うものとする。

(融資機関及び融資対象者)

第 3 条 貸付金の融資機関は、信漁連とする。

2 貸付金の融資対象者は、県漁協の設立に係る合併契約書に調印した漁業協同組合とする。

(利子補給期間)

第 4 条 貸付金の利子補給期間は、貸付けの日から 10 年以内とする。

(貸付方式等)

第 5 条 貸付金は、一括貸付けによる証書貸付とする。

(償還期間及び償還方法)

第 6 条 貸付金の償還期間は、10 年以内とする。

2 貸付金の償還方法は、年 1 回の元金均等償還とし、原則として貸付日が属する月の前月の末日を毎年の約定償還日とする。その場合において、貸付金における元金償還額は、貸付額を償還回数で除し、剰余を第 1 回目の金額に加算するものとし、100 万円未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 据置期間は、1 年とし、償還期間に含まれるものとする。

(貸付限度額)

第 7 条 貸付金の貸付限度額は、10 億円以内とし、県漁協の被合併漁業協同組合が有する短期借入金の額の範囲内で、県漁協の償還能力等を勘案し、知事が認めた額以内とする。

(基準金利及び貸付金利)

第 8 条 貸付金の新規貸付分の基準金利は、貸出時における信漁連の長期プライムレート（長期貸出最優遇金利）とする。

- 2 貸付金の新規貸付分の貸付金利は、0.5 パーセントとする。
- 3 既に貸し付けた貸付金の残額について、毎年7月1日に前2項の規定に準じて基準金利及び貸付金利の見直しを行い、同日から適用する。

(利子補給率)

第9条 県は、信漁連に対し、融資平均残高に次の各号に掲げるいずれか低い率以内の率を乗じた額を利子補給するものとする。

- (1) 基準金利と貸付金利の差に相当する率（当該率が零を下回る場合は、零とする。）
- (2) 2 パーセント

(利子補給の申請手続等)

第10条 信漁連は、貸付金の利子補給を受けようとする場合は、別記第1号様式による利子補給承認申請書に別記第2号様式による借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給承認の通知)

第11条 知事は、前条の利子補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認められるものについては、知事が別に定める利子補給承認書により、信漁連に通知するものとする。ただし、信漁連が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(利子補給承認の内容の変更)

第12条 信漁連は、県漁協の設立に伴い貸付先に変更が生じた場合は、別記第3号様式による利子補給変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(貸付けの実行及び報告)

第13条 信漁連は、貸付金について第11条の規定による利子補給承認の通知を受けたときは、速やかに貸付けを実行しなければならない。

- 2 信漁連は、貸付けを実行した後10日以内に別記第4号様式による貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 信漁連は、貸付実行を中止する場合は別記第5号様式による貸付実行中止届、減額貸付をする場合は別記第6号様式による減額貸付届及び借入れの辞退があった場合は別記第7号様式による借入辞退届を直ちに提出し、その旨を知事に報告しなければならない。

(繰上償還の報告)

第14条 信漁連は、貸付金を借り受けた漁業協同組合（以下「借受漁協」という。）から当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合は、別記第8号様式による繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。

(財務改善計画書の提出)

第15条 知事又は信漁連は、必要に応じて、貸付金の借受漁協に対し、知事が別に指示する

財務改善に関する書類の提出を求めることができる。

(利子補給金の請求及び交付)

第 16 条 信漁連は、利子補給の請求を、毎年上期分（1月1日から6月30日まで）については7月末までに、下期分（7月1日から12月31日まで）については1月末日までに別記第9号様式による利子補給金請求書に別記第10号様式による利子補給金計算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の利子補給金請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

3 知事は、信漁連が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第 17 条 貸付金の借受漁協は、貸付金の関係書類を事業の完了後5年間保管しなければならない。

(書類の検査及び報告)

第 18 条 知事は、必要があると認めたときは、貸付金の借受漁協及び信漁連の関係帳簿その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

(利子補給金の返還等)

第 19 条 知事は、信漁連がこの要綱の規程に違反したと認めたときは、交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、貸付金の借受漁協が虚偽の借入申請書により借り入れたと認めたときは、当該貸付金に対する利子補給の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

(延滞金)

第 20 条 信漁連は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第 21 条 利子補給事業又は利子補給事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、貸付金の利子補給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 35 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された利子補給金については、第 17 条、第 19 条第 1 項、第 20 条及び第 21 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第 11 条、第 16 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。